

我孫子市消防団協力事業所表示制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域の消防防災力の充実強化の一層の推進を図るため、我孫子市消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付することに関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 消防長が消防団活動に協力している事業所等として認め、次号に規定する消防団協力事業所表示証を交付した事業所等(以下「協力事業所」という。)をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 前号の事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証(以下「表示証」という。)をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、我孫子市消防団協力事業所表示申請(推薦)書(様式第1号)により消防長に申請するものとする。

2 消防団長等は、表示証を交付する事業所等について、我孫子市消防団協力事業所表示申請(推薦)書により消防長に推薦することができる。

(認定基準)

第4条 消防長は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるとき(消防関係法令に違反している場合を除く。)は、協力事業所の認定を行うものとする。

- (1) 従業員が消防団員として、相当数入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所の資器材等を消防団に提供するなど協力をしてい

る事業所等

(4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している等、消防長が特に優良と認める事業所等

(審査)

第5条 消防長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

(1) 第3条第1項の申請又は同条第2項の推薦があった場合

(2) 消防長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場合

(表示証の交付)

第6条 消防長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等に表示証(様式第2号)を交付するものとする。

2 消防長は、協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議の上、表示証を交付することができる。

(表示証の表示)

第7条 協力事業所は、表示証を交付した市町村の名称、交付された年月等を付して表示証を表示することができる。

2 前項の場合において、協力事業所が他の市町村にあるときは、同項の表示のほか、当該他の市町村の名称も併せて付すことができる。

3 表示証は、次に掲げる場所等に表示することができる。

(1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

4 表示証は、様式第2号に規定する寸法を縦横同率に拡大又は縮小して表示することができる。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第8条 表示証の交付に際して、消防長は、我孫子市消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第3号)を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第9条 表示証に係る表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年（次条第1項の規定により認定を取り消されたときは、当該取消の日まで）とする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成18年11月29日付け消防災第427号消防庁長官通知）第2条第5号に規定する総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。

3 消防長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

（認定の取消し）

第10条 消防長は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、協力事業所の認定を取り消すことができる。

（1） 事業を廃止又は休止したとき。

（2） 第4条に規定する認定基準を満たさないこととなったとき。

（3） 偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき。

（4） その他協力事業所としての表示が適当でないとして消防長が認めるとき。

2 消防長は、前項の規定により認定を取り消したときは、我孫子市消防団協力事業所認定取消通知書（様式第4号）により、当該認定を取り消された事業所等に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた事業所等は、速やかに表示証を消防長へ返還しなければならない。

（協力事業所の公表）

第11条 消防長は、協力事業所の名称、我孫子市消防団への協力内容その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

（協力事業所の表彰）

第12条 消防長は、協力事業所を我孫子市消防表彰規程（昭和42年消防規程第1号）に基づき表彰することができる。

（所掌）

第13条 この要綱に関する事務は、消防本部警防課において所掌する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、消防団協力事業所表示制度の実施に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。